

## 目的

「新しい東北」官民連携推進協議会 投融資促進分科会（復興金融ネットワーク）では、被災地で復旧・復興を目指す事業者等に対して主に金融面の支援を行う主体が会員となり、被災地の産業復興に関する情報や、会員等による取組事例等についての情報共有を進めてまいりました。

「復興金融ネットワーク」は設立から6年が経過し、これまでの交流会で整理・共有された各テーマの課題、知見を踏まえつつ、復興金融ネットワークの会員が共同して、被災事業者に対する事業支援や被災地における起業・創業支援に関する取組の更なる促進を図ることを目的とした「事業者支援促進事業」を運営します。

## 支援の内容

### I 対象者

「新しい東北」官民連携推進協議会 投融資促進分科会（復興金融ネットワーク）会員

### II 支援対象となる取組（※以下の全ての要件を満たす必要があります。）

1. 2以上の復興金融ネットワーク会員が共同で実施する取組であること
2. 被災事業者に対する事業支援及び被災地における起業・創業支援に関する取組であること  
(例)

- ①被災事業者に対する人材・販路開拓等のマッチングに係る取組
- ②専門家・講師等を活用（派遣・助言等）した支援の取組
- ③被災事業者の商談会への出展支援・促進する取組
- ④被災地域における起業・創業支援に関する各種取組

※本事業の対象に該当するか否かについては、事前に事務局までご相談下さい。

3. 取組の内容について、開催後、「新しい東北」復興金融ネットワークのポータルサイト上で公表することが可能であること

※ただし、以下の取組は対象となりません。

- ・物品等の購入・配布を主たる目的とするもの
- ・公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

### III 支援金額

支援金額は**最大25万円**とします。

※ ただし、申請が多数の場合は1件当たりの支援額は総額（100万円）を按分して決定します。そのため、申請者への支払額が確定するのは、8月31日（月）の申請締め切り後となります。支援金額の上限については、確定次第事務局よりご連絡いたします。

## IV 支援対象経費

支援対象となる取組において被災事業者が負担する経費で、以下の経費が支援対象となります。

- ・ 各種取組に参加するための被災事業者の交通費
- ・ 派遣・助言等を行う専門家・講師等への謝金・交通費等
- ・ 商談会等への出展に係る費用
- ・ その他、支援対象となる取組と密接に関連すると復興庁が認める経費

※ ただし、交通費については指定席相当までとなります。

※ 以下に該当する経費は対象となりません。

- ・ 当該費目について、他の事業により助成を受けているもの
- ・ 取組の内容に比して合理的な費用が計上されていると認められないもの

※ 本事業の対象経費に該当するか否かについては、事前に事務局までご相談下さい。

※ 事業終了後、支援対象経費をお支払したことを証明できる書類（領収書の写しなど）及び請求書を、事務局あてに速やかにご提出ください。事業終了が年度末に近い時期になることが見込まれる場合は、遅くとも令和3年3月12日（金）までにご提出ください。

## V 広報支援

必要に応じて「新しい東北」復興金融ネットワークのポータルサイトへの掲載も可能です。

### 申請締切・申請方法

**令和2年8月31日(月)まで**に、別紙「復興金融ネットワーク 事業者支援促進事業 申請書」に必要事項を記載の上、事務局までご提出ください。

※ 上記はあくまで申請の締切であり、事業自体は申請締め切り後の実施でも可とします。

※ 応募の状況を踏まえ、令和2年9月以降に追加で募集を行う場合があります。

### 注意事項

1. 本事業の対象となった後に広報資料を作成する場合には、「復興金融ネットワーク 事業者支援促進事業」の取組であることを明記ください。

(例) 本ワークショップは、「復興金融ネットワーク 事業者支援促進事業」として実施

2. 広報資料への「新しい東北」ロゴマークの使用については事務局までご連絡ください。

3. 取組実施後1カ月を目途に、実施報告をご提出ください。実施報告については、「新しい東北」復興金融ネットワークのポータルサイトに掲載します。

### お問い合わせ

復興金融ネットワーク事務局 高篠

(PwC コンサルティング合同会社)

TEL:070-1356-5637 E-Mail:jp\_cons\_fukkou-nw@pwc.com